

【雇用保険法の改正】

平成21年3月31日を基準に雇用保険法が改正されました。主な内容は以下のとおりです。

《主な改正内容》

	改正前	改正後
①雇用保険の適用範囲の拡大	短時間労働者と派遣労働者の雇用保険加入基準 1年以上の雇用見込み+週労働時間20H以上	6か月以上 の雇用見込み+週労働時間20H以上※H21.4.1以降の雇入れに適用
②期間雇用者の基本手当の受給資格要件緩和と所定給付日数の拡充	期間雇用者で契約更新されなかった等の理由で離職した場合 離職前の2年間に雇用保険加入期間が12か月以上必要	・離職前の 1年間 に雇用保険加入期間が 6か月以上 必要※H21.3.31以降の離職者に適用 ・H21.3.31からH24.3.31の間に離職した人は所定給付日数が増加
③再就職が困難な人に対する給付日数の延長		倒産や解雇による離職や期間雇用者が契約更新されなかったことにより離職した場合で、公共職業安定所長が認めた場合は給付日数を最大60日分延長
④再就職手当の給付率引上げ・支給要件の緩和	支給残日数×30%×基本手当日額	・支給残日数が2/3以上 ⇒支給残日数× 50% ×基本手当日額 ・支給残日数が1/3以上 ⇒支給残日数× 40% ×基本手当日額 ※H21.3.31～H24.3.31間の再就職者に適用
⑤常用就職支度手当の給付率引上げ・支給対象者の拡大	支給残日数×30%×基本手当日額	・H21.3.31～H24.3.31間の再就職者 ⇒支給残日数× 40% ×基本手当日額 ・40歳未満の未常用雇用者にも適用
⑥育児休業給付の統合と給付率引上げ措置の延長	育児休業中(給与の30%)と職場復帰後(給与の20%)に分けて支給	H22.4.1以降の育児休業取得者は全額(給与の50%) 育児休業中に支給
⑦雇用保険料率の引下げ	一般の事業 1.2%	一般の事業 0.8% ※平成21年度のみ

今回の改正は、雇用保険受給対象者の拡大や、期間雇用者の契約打ち切り後の生活保障など、厳しい社会情勢を反映しての内容がメインです。しかし雇用保険加入基準が拡大されたことにより、会社の経費額も増加することにもなります。1年間保険料を下げるので会社も支出してねというところでしょうか・・・。